

令和2年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R3.9.1現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M005-00	313034950	装着（歯冠修復（キーパーを根面板に装着する場合））	3		新 規		【令和3年9月1日から適用】 令和3年8月31日付け保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
M010-00	313034250	金属歯冠修復（キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合）（前歯及び小臼歯に銀合金）	3		新 規		”
M010-00	313034350	金属歯冠修復（キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合）（前歯及び小臼歯に鑄造用金銀パラジウム合金）	3		新 規		”
M010-00	313034450	金属歯冠修復（キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合）（大臼歯に銀合金）	3		新 規		”
M010-00	313034550	金属歯冠修復（キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合）（大臼歯に鑄造用金銀パラジウム合金）	3		新 規		”
M010-00	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キーパー）	3		新 規		”
M029-00	313034750	有床義歯修理（磁石構造体を装着した場合）	3		新 規		”
M029-00	313034820	有床義歯修理（磁石構造体）	3		新 規		”

## 【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大白歯））	5	点数等	77.00	69.00	【令和3年10月1日から適用】 保医発0831第3号「『特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について』の一部改正について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（小白歯・前歯））	5	点数等	48.00	43.00	”
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	355.00	321.00	”
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	656.00	593.00	”
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等	825.00	746.00	”
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等	1039.00	939.00	”
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	241.00	218.00	”
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	480.00	434.00	”

## 【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	点数等	593.00	536.00	【令和3年10月1日から適用】 保医発0831第3号「『特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について』の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（5分の4冠）））	5	点数等	593.00	536.00	”
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（全部金属冠）））	5	点数等	744.00	672.00	”
M010-00	313012920	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	20.00	19.00	”
M010-00	313013020	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	35.00	33.00	”
M010-00	313013120	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等	46.00	42.00	”
M010-00	313013220	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等	56.00	52.00	”
M010-00	313013320	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	13.00	12.00	”

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313013420	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	26.00	24.00	【令和3年10月1日から適用】 保医発0831第3号「『特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について』の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313013520	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（4分の3冠（乳歯を除く。））））	5	点数等	32.00	30.00	”
M010-00	313013620	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（5分の4冠（乳歯を除く。））））	5	点数等	32.00	30.00	”
M010-00	313013720	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（全部金属冠）））	5	点数等	41.00	38.00	”
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	点数等	926.00	837.00	”
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（1歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	点数等	90.00	84.00	”
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等	1196.00	1081.00	”
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	点数等	901.00	814.00	”

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313015920	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（銀合金（大白歯・小白歯）））	5	点数等	45.00	42.00	【令和3年10月1日から適用】 保医発0831第3号「『特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について』の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	点数等	719.00	650.00	”
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	点数等	901.00	814.00	”
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等	1196.00	1081.00	”
M017-00	313016520	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（前歯）））	5	点数等	58.00	54.00	”
M017-00	313032120	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（小白歯）））	5	点数等	58.00	54.00	”
M017-00	313032220	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（大白歯）））	5	点数等	58.00	54.00	”
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	点数等	956.00	864.00	”

## 【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	点数等	748.00	676.00	【令和3年10月1日から適用】 保医発0831第3号「『特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について』の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	点数等	656.00	593.00	”
M020-00	313019220	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	点数等	571.00	516.00	”
M020-00	313019320	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等	529.00	479.00	”
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	点数等	265.00	239.00	”
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	点数等	285.00	258.00	”
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大臼歯））	5	点数等	328.00	297.00	”
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等	1533.00	1386.00	”

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	D054	DM005	313007120	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1））	01		新 規	【令和3年9月1日から適用】 保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設	
3	D054	DM006	313007220	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料2））	01		新 規	〃	
3	D054	DM007	313007320	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料3））	01		新 規	〃	
3	D054	DM104	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系））	01		新 規	〃	
3	D054	DM115	313030920	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D054	DM116	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D054	DM140	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キーパー）	02		新 規	〃	
3	D054	DM044	313013420	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	03		新 規	〃	
3	D055	DM005	313007120	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1））	01		新 規	〃	

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	D055	DM006	313007220	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料2））	01		新 規	【令和3年9月1日から適用】 保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設	
3	D055	DM007	313007320	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料3））	01		新 規	〃	
3	D055	DM104	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系））	01		新 規	〃	
3	D055	DM115	313030920	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D055	DM116	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D055	DM140	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キーパー）	02		新 規	〃	
3	D055	DM026	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	03		新 規	〃	
3	D056	DM005	313007120	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1））	01		新 規	〃	
3	D056	DM006	313007220	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料2））	01		新 規	〃	



【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	D056	DM007	313007320	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料3））	01		新 規	【令和3年9月1日から適用】 保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設	
3	D056	DM104	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系））	01		新 規	〃	
3	D056	DM115	313030920	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D056	DM116	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D056	DM140	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キーパー）	02		新 規	〃	
3	D056	DM040	313013020	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大白歯（インレー（複雑なもの））））	03		新 規	〃	
3	D057	DM005	313007120	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1））	01		新 規	〃	
3	D057	DM006	313007220	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料2））	01		新 規	〃	
3	D057	DM007	313007320	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料3））	01		新 規	〃	

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	D057	DM104	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系））	01		新 規	【令和3年9月1日から適用】 保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設	
3	D057	DM115	313030920	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D057	DM116	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D057	DM140	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キーパー）	02		新 規	〃	
3	D057	DM022	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	03		新 規	〃	
3	D058	DM005	313007120	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1））	01		新 規	〃	
3	D058	DM006	313007220	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料2））	01		新 規	〃	
3	D058	DM007	313007320	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料3））	01		新 規	〃	
3	D058	DM104	313025820	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスアイオノマー系））	01		新 規	〃	

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	D058	DM115	313030920	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（レジン系（自動練和型）））	01		新 規	【令和3年9月1日から適用】 保医発0831第2号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設	
3	D058	DM116	313031020	装着（歯冠修復物（1個につき）（歯科用合着・接着材料1）（ガラスイオノマー系（自動練和型）））	01		新 規	〃	
3	D058	DM140	313034320	金属歯冠修復（1個につき）（キープバー）	02		新 規	〃	
3	D059	DM141	313034820	有床義歯修理（磁石構造体）	01		新 規	〃	